

# KNC NETWORK NEWS

2017 年 7 月 1 日号発行

経営一言：人に寄り添い、優しい言葉をかけるのが僧の務め。許すことで彼らも自分と向き合える。  
(薬師寺・大谷 徹装執事)

一 所長コメント：お互いが固い気持ちであれば、まとまる話もまとまらなくなる。スムーズに物事を運ぶためには柔い心を持つことが大切です。一



(有)北野財經システム  
税理士法人 Y. K. C.

大阪市淀川区西中島 7-1-26  
オリエンタル新大阪ビル 707 号  
TEL : 06-6304-7857・FAX : 06-6304-8851  
<http://kncc.co.jp>

## 気になる記事：アマゾン、国内1兆円超。小売り大手、半数減収

日本の小売業でネット販売の存在感が一段と高まってきた。日本経済新聞社がまとめた2016年度の小売業調査では、ネット通販最大大手アマゾンジャパン(東京)の売上高が初めて1兆円を突破、セブン&アイ・ホールディングスなど大手小売業は半数が減収となった。国内の小売市場が2年連続で縮小するなか、ネット通販が店舗型小売業シェアを奪う構図が鮮明になってきた。アマゾンジャパンの売上高は15年度比17.5%増の1兆1747億円と初めて大台を突破した。

## 社員旅行の経費 《税務》

社員旅行は役員や社員が受ける経済的利益として給与課税の対象とされるところを「福利厚生費」として会社の経費にすることで課税対象外として認めています。社員旅行によって役員や社員が受ける経済的利益が多額でなければ、一定の要件をクリアすることで会社の福利厚生費として損金算入が可能です。

その要件とは、①旅行期間が4泊5日以内であること(海外旅行の場合は滞在日数が4泊5日以内)、②旅行の参加人数が、従業員数全体の(工場や支店ごとに行う場合は、それぞれの職場ごとの人数)の50%以上であることの2つの要件も満たすことが必要です。国税庁が示している例では、3泊4日で旅費15万円のうち会社負担が7万円、4泊5日で旅費25万円のうち会社負担が10万円はいずれも多額とはされないとされています。一般的には、会社負担の費用について、「1人当たり10万円程度」を目安に判断するとされるようです。

ただし、役員だけを対象にした旅行、取引先に対する接待や慰安旅行などのための旅行、実質的に私的と認められる旅行、金銭との選択が可能な旅行は福利厚生費とならないので注意が必要です。会社によっては、役員だけの慰安旅行や、得意先の社員などを招待した旅行などを企画しているケースも見受けられますが、その際は税務上の処理は適切に行われないと後で痛い目にあうことになるかもしれません。さらに、ゴルフを目的とした“名ばかり慰安旅行”も従業員のレクリエーションとして認められない可能性もあります。

## 離婚・別居後、子の養育費は控除できるか 《税務》

離婚後、別居していた子に養育費を支払っているとします。その子を控除対象扶養親族にできる条件は、「生計を一にしている」かどうかです。これは必ずしも子と同居している必要はありません。常に生活費、学資金、療養費などの送金が行われていれば「生計を一にする」ものとみなされ、子は控除対象扶養親族とされます。ちなみに子が16歳以上19歳未満であれば、所得税38万円・住民税33万円、19歳以上23歳未満であれば、所得税63万円・住民税45万円の控除が受けられます。

しかし、養育費を一括して子が受け取ると「常に生活費などの送金が行われている」という状態には該当しないので、扶養控除の対象とはされません。すなわち養育費を支払う側にとって、一括払いは得策ではありません。また、子の親権を取得した親が子を扶養家族にしていれば、養育費を支払っていても、もう一方の親は子を扶養家族にはできません。扶養控除は、どちらか片方の親にしか適用できません。

## 宝くじ当選、半分挙げるときは共同購入で無税に 《税務》

「宝くじの1等が当選したら半分あげるよ」と冗談まじりに言うことがありますが、本当に当たってしまい、約束通りに半分与えることになったら税務上の処理はどうなるのでしょうか。税務上は、110万円以上を渡すと、もらった側に贈与税が発生することになります。仮に1億円当たって半分の5000万円を譲渡すれば、基礎控除110万円を差し引いた4890万円に最高税率の55%を掛け、そこから控除額の400万円を差し引いた2289万5千円が贈与税として持っていかなければなりません。すなわち手元に残るのは2710万5千円のみとなります。そこで、当選金を減らすことなく分けたいと思う人は、共同購入という方法をとればよいでしょう。当選金受け取りの際に、分けたいと思う人と銀行へ行き、共同で宝くじを購入したことを伝えます。すると、当選金も共同で、各々受けることができます。これで贈与税は回避できます。

注意しておきたいのは、受け取りの際に銀行が発行する「当選証明書」を大切に保管しておくことです。一度に多額の入金となるので、相続税発生時や個人の税務調査があると、必ず「このお金はどうしたのか」と尋ねられます。「宝くじに当たって…」というだけでは信じてもらえません。「当選証明書」を見せれば、「そうですか」と引き下がってくるでしょう。

## 海外展開制度の利用が過去最高 《経営》

日本政策金融公庫は28年度の海外展開・事業再編資金の融資実績とスタンドバイ・クレジット(海外金融機関から現地流通通貨建て融資を受けるための信用保証)制度の実績をまとめて公表しました。融資実績は、融資先が前年比18%増の1,811先、融資総額が同42%増の375億円で、融資先数は過去最高となりました。同制度の利用実績も103先と過去最高です。海外展開・事業再編資金では、中小企業者向けが、▽国内法人の輸出等を中心とした運転資金の利用が増えた▽引き続き米ドル貸し付けの資金ニーズが高く、幅広い国で利用された—ことを背景に堅調に推移しました。小規模事業者向けは、新たに海外展開する企業(海外展開開始後5年以内)の利用が全体の75%を占めたのが特徴です。アマゾン等の越境ECを活用し、米国や中国に日本の高品質な商品や地方の名産物を小ロットで輸出する企業等への融資が増加しています。また、アジアへの進出を目的として資金を利用する企業が全体の7割を占めました。

スタンドバイ・クレジット制度では28年6月に中国、11月にインドの金融機関との業務提携契約を締結、これにより提携海外金融機関は11機関まで拡大しました。